

平成31年第1回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成31年1月25日(金) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員15名

1 番 北濱 陽子	6 番 坂下 正幸	11 番 田上 正男
2 番 池端 共栄	7 番 石倉 稔	12 番 安 津久人
3 番 谷内 誠一	8 番 谷内 吉夫	13 番 田中 喜義
4 番 奥堂 敏春	9 番 山本 秀夫	14 番 新澤 晟
5 番 山本 恒雄	10 番 森谷 正美	15 番 山崎 覺治

(2) 欠席委員

なし

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島4番 新谷 義治

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

(4) 議案第4号 非農地証明願について

(5) 議案第5号 農地利用最適化推進委員の辞任について

7 報告事項

(1) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第2号 農地法施行規則該当転用届について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 3 4

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、15名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第1回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号10番 森谷 正美 委員及び 議席番号13番 田中 喜義 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第1号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第1号の農地法第3条の規定による農地等の所有権設定許可申請承認についてです。今月は1件です。 【議案第1番、1番を議案書をもとに朗読】 合計2筆1,310㎡で内訳は田が1,310㎡です。申請地については農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしてい

	ると考えます。
議 長	それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 5 番 山崎 覺治 委員よりご意見をお願いいたします。
山崎委員	はい、15 番山崎です。議案書が届いた翌日に現地確認をしました。その後譲受人の所へ行き話を聞いたところ、夫が亡くなり子供も市外に出て譲受人が一人のため財産を全て処分したいという事でした。最初は親戚の方が作っていましたが、その後譲受人が作付するようになり 20 年間経ちました。それで譲受人から譲渡人に田を売ることになったそうです。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 1 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 1 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 2 号】の農地法第 4 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	議案書 5 ページをご覧ください。議案第 2 号の農地法第 4 条の規定による農地等の所有権設定許可申請承認についてです。今月は 1 件です。 【議案第 2 番、1 番を議案書をもとに朗読】 合計 1 筆 181 m ² で内訳は田が 181 m ² です。転用目的は納屋です。隣接する農地の営農に必要な農機具などを保管するためのもので、既に建って

	<p>おりますが農地法の理解不足という事で顛末書が提出されています。なお、申請地については中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と考えており、また集落に接続するものであることから妥当と考えております。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号6番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>はい、6番坂下です。よろしく申し上げます。6ページの件について説明いたします。23日に山本職務代理、田中委員、山崎委員、事務局と私、施工された道端建設の社長とで現地確認を行いました。これまで道端建設の社長の親が行っていましたが昨年亡くなり子である現在の社長が業務を引き継いでおります。転用などの事務については疎く、何も知らなかったのが堪忍してほしいとの事でした。現地は既にきれいになっており、立ち会った委員さん方も事情を確認したところいいでしょうという事で今回の申請にいたしましたのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第2号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第2号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第3号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書8ページ、9ページをご覧ください。議案第3号の農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認及び所有権移転許可</p>

申請承認についてです。今月は 2 件です。

【議案第 3 番、1 番から 3 番を議案書をもとに朗読】

所有権移転分については合計 2 筆 1,236 m²で内訳は田が 1,236 m²です。使用貸借権設定分については合計 1 筆 536 m²で内訳は田が 536 m²です。1 番については、転用目的が自己住宅建設用地です。申請地については 10ha 未満の広がりである農地であることから第 2 種農地と考えており、また集落に接続するものであることから妥当と考えております。

2 番については、転用目的が資材置場用地です。申請地は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第 2 種農地と考えており、また集落に接続するものであることから妥当と考えております。

3 番については、資材置場用地です。申請地は一時転用であることから妥当と考えております。

議長 それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員輪島 4 番 新谷 義治委員よりご意見をお願いいたします。

新谷委員 はい、新谷です。よろしく申し上げます。先日 23 日に山本職務代理、山崎委員、田中委員、事務局と行政書士の松下さんで見えてまいりました。現地の様子については今ほど事務局から説明のあったとおりです。また隣りに耕作地がありますが地権者の意見を聞いたところ、一向に構いませんよ、と聞いております。という事で特に周囲に影響はございません。

議長 それでは申請番号 2 番と 3 番について地区担当委員議席番号 6 番 坂下正幸 委員よりご意見をお願いいたします。

坂下委員 坂下です。先ほどの 4 条の申請地から 300m ほどのところにあります。そこで立会人の方に波座行政書士を加えて現地確認を行いました。現地確認ですが、元々の持ち主は 10 年ほど前に登記して先ほどの説明のあったとおり、10 年ほど前に自己住宅を建てるという事で許可を受けま

したが、事情があり建てられなくなり今回の譲受人に使用させていたようです。今回改めて取得したいという事です。永いこと変な事務所になっているなと思いましたが今回事情もわかりましたので、周りにも影響がないような作りになっていますのでよろしくお願いします。

申請番号3番については、先ほどの箇所から1kmほどのところにあり、自分が田をしているところの付近です。県の事業が入っておりまして、そこに繋がって借受人が借り受けたいとの事で、説明もありましたとおりに工事に必要なとん袋を置くために利用したいそうです。現在は県のもので200袋ほどあり、借受人が600袋くらい持ってくるそうで、県の借り受けている土地ではそれだけの広さもないため借り受けるそうです。これだけあると期間も結構かかるのではないかと聞いたのですが、工事自体はそれほど難しい工事ではないので年度末には終わらせて、来年の田として利用できるように持ち主に返したいとの事でした。輪島生コンの横の所から下黒川の駐在所へ工事を行いかけているところへの繋がりのための改修工事と聞きました。年度末で終わり、またその反対側の道路を工事すると聞いています。

議長 それではこれより質疑を許します。

石倉委員 石倉です。8ページについては所有権移転ですので問題ないかと思いますが、9ページの賃貸借権については一時転用とだけしか書いてありませんが期間はどのようになっているのでしょうか。

事務局 今年の耕作もあるという事で4月いっぱいには終わりたいという事で4月30日までと聞いています。

議長 他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。
【議案第3号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」との声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって【議案第3号】は、原案どおり可決決定いたします。

	<p>次に、市長より提出のあった【議案第4号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 14 ページをご覧ください。議案第 4 号の非農地証明願承認についてです。</p>
	<p>【議案第 4 番の 1 番から 4 番を議案書をもとに説明】</p> <p>申請番号 1 番については、山間地にある農地で荒廃しており農地として復元が著しく困難であるためです。</p> <p>申請番号 2 番から 4 番については、長年の不耕作により農地として復元が著しく困難であるためです。</p>
議長	<p>それでは申請番号 1 番から 4 番について地区担当委員議席番号 1 2 番 安 津久人 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委員	<p>議席番号 1 2 番の安でございます。議案第 4 号非農地証明申請についてご説明いたします。1 月 23 日の現地調査は都合により同行できませんでしたが、前々日の 20 日に確認しました。申請番号 1 番ですが、申請箇所は 15 ページにありますとおり市道から分岐して上がった農道の脇にあります。台帳では田畑の 2 筆であります。数年前よりおばあちゃんが一人ですので耕作放棄地でありまして荒れ放題であります。現在、かやや雑木が繁茂しておりまして農地の面影はありません。続きまして申請番号、2、3、4 ですが、申請箇所は 16 ページの地図のとおりであります。主要地方道七尾輪島線にマルゼン石油がありますがそこから分岐して杉平の方へ向かった市道に面したところにある家屋の裏にあります。2 番の申請者は金沢におりますし、4 番の申請人は金沢の施設におります。3 番の申請者は漆器をしており農業は行っておりません。と言う事で台帳上は農地であります。数年前より耕作放棄田であり、重機でもいければ再生可能かもしれませんが今後も耕作する意思がないとの事でございました。以上です。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>

石倉委員	参考的に聞きしたいのですが、2～4 については同じ箇所と思われます。非農地証明については問題ないかと思いますが、この後何か目的があつてのものでしょうか。
安 委員	この向かい側がたぶん市が公共用地の代替用地として購入しているところだと思います。そういうからみもあるかと思いますが。
事務局	杉平町地内で輪島市が公共工事のだいたい用地を取得して整備するという事で現場にも近々入る予定となっている箇所の隣接地であります。市が買って代替地とする予定の土地は 16 ページの地図の赤丸のついてい箇所とバイパスの間の不整形の土地一体がそうです。左側は以前許可があつた土地です。
石倉委員	代替地の地目は何になるのですか。
事務局	代替地は宅地になるかと思いますが。地目変更はもちろん宅地の状態になってからだと思いますが。
議 長	他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 4 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 4 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあつた【議案第 5 号】の農地利用最適化推進委員の辞任について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	別紙の議案書をご覧ください。議案第 5 号の農業委員会等に関する法律第 23 条の規定による農地利用最適化推進委員の辞任についてです。 農業委員会等に関する法律第 23 条には、推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる

ありますので今回同意を求めるものです。詳細については事務局長より説明します。

【事務局長より経緯等について説明】

議長 それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質疑なし)

議長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。

【議案第5号】について、原案どおり同意することに、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」との声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって**【議案第5号】**は、原案どおり同意いたします。

次に**【報告第1号】**の農地法第3条の3の規定による通知を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 議案書18ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は6件です。

【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】

合計164筆 24,636.45 m²です。内訳は田が13,514.54 m²、畑が11,121.91 m²です。以上です。

議長 それではこれより質疑を許します。

石倉委員 地区担当として聞きたいのですが5番の被相続人はどなたですか。

事務局 後ほど確認の上連絡します。

議 長	他に質疑がないようですのでそれでは【報告第1号】を終わります。 次に【報告第2号】の農地法施行規則該当転用届について届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書 26 ページをお開きください。報告第2号農地法施行規則該当転用届についてです。今月は1件です。 【議案書にもとづいて、農地改良の届出の内容を朗読】 以上合計3筆 187.45 m ² で内訳は田が 187.45 m ² です。申請人の田を作付するために農道の拡幅及び水路の補修を行うものです。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですのでそれでは【報告第2号】を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。
議 長	「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については山本 恒雄委員より報告をお願いします。
山本委員	(山本委員より「1・1・1運動」の活動報告)
議 長	それでは第1回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

平成31年1月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員 10番

署 名 委 員 13番
